

平成 2 8 年

上尾市教育委員会 1 0 月定例会 議案

議 案 名

議案第 4 0 号	上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部 を改正する規則の制定について -----	1
議案第 4 1 号	上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命に ついて -----	6

議案第 40 号

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
の制定について

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を次
のように定める。

平成 28 年 10 月 21 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成 2 年上尾市教育委員
会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条及び第 13 条の 2 第 1 項中「借用書（第 4 号様式）」を「借用
書（第 4 号様式の 2）」に改める。

第 4 号様式を次のように改める。

第4号様式(第6条関係)



借 用 書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

住所

借受人(保護者)

氏名 _____ ㊟

私は、入学準備金の貸付けを受け、下記の金額を借用しました。この金額は、上尾市入学準備金・奨学金貸付条例及び上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則に従い、滞りなく返還することを誓約します。

記

借 用 金 額 _____ 円

上記の借用金額に係る債務について、不履行その他不都合の行為があるときは、連帯保証人がその責に任じます。

連帯保証人

住所

氏名 _____ ㊟

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2(第12条、第13条の2関係)

(租税特別措置法第91条の2第2項の規定により、印紙税は非課税)

借 用 書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

住所
借受人(奨学生) 氏名 _____ 印

住所
保護者(親権者) 氏名 _____ 印

私は、奨学金の貸付けを受け、下記の金額を借用しました。この金額は、上尾市入学準備金・奨学金貸付条例及び上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則に従い、滞りなく返還することを誓約します。

記

借 用 金 額 _____ 円

上記の借用金額に係る債務について、不履行その他不都合の行為があるときは、連帯保証人がその責に任じます。

連帯保証人

住所
氏名 _____ 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１５号）の施行に伴い、奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書について、印紙税の非課税措置が創設されたことから、所要の規定の整備を行いたいので、この案を提出する。

議案第41号

上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

上尾市スポーツ推進審議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

平成28年10月21日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

1 委嘱〔任期：平成28年11月1日から平成30年10月31日まで〕

氏名	住所等	役職名等	備考
おおむろ ひさし 大室 尚	上尾市柏座 在住	上尾市議会議員	再任
はしきた とみお 橋北 富雄	上尾市上町 在住	上尾市議会議員	再任
まちだ こうすけ 町田 皇介	上尾市緑丘 在住	上尾市議会議員	再任
とおよま まさひろ 遠山 正博	上尾市二ツ宮 在住	上尾市体育協会副会長	再任
やじま みちお 矢島 通夫	上尾市大字小敷谷 在住	上尾市体育協会副会長	再任
わたなべ きょうこ 渡邊 恭子	上尾市仲町 在住	上尾市体育協会副会長	再任
なかむら せいじ 中村 清治	上尾市浅間台 在住	上尾市体育協会理事長	再任
くりた ひさし 栗田 尚	上尾市原市 在住	上尾市スポーツ推進委員 連絡協議会会長	再任
ただくま しんや 只隈 伸也	大東文化大学 勤務	大東文化大学スポーツ・健康科学部准教授	再任
おがわ きよし 小川 清	上尾市浅間台 在住	上尾市グラウンド・ゴルフ連盟会長	再任
はやし きだつぐ 林 貞次	上尾市上町 在住	上尾市剣道連盟会長	再任
むらた きよた 村田喜代汰	上尾市大字平方 在住	上尾市スポーツ少年団本部長	再任
いとう さちえ 伊東 幸恵	上尾市東町 在住	上尾市家庭婦人バレーボール連盟副会長	再任

2 任命 [任期：平成28年11月1日から平成30年10月31日まで]

氏名	住所等	役職名等	備考
おおつか 大塚 あきら 明	上尾市立大石南小学校 勤務	上尾市小学校体育連盟会長	再任
ふくだ 福田 さとし 哲	上尾市立南中学校 勤務	上尾市中学校体育連盟会長	再任

提案理由

上尾市スポーツ推進審議会委員の任期が平成28年10月31日で満了することに伴い、上尾市スポーツ推進審議会条例（昭和51年上尾市条例第30号）第4条の規定により、新たに委嘱又は、任命したいので、この案を提出する。